

政治家からの寄附禁止 チェックリスト

政治家が選挙区内の人や団体へ
お金や物を贈ることは、法律で禁
止されています。

☑ 町会の皆様へ!

具体的な場面別のチェックリストを作成しましたので、
参考にしてください。

町会費

Q 町会員の政治家が、1口2,000円の町会費を、
2口以上払うことはできるか。

A **×** 町会員としては1口なので、2口目から
は禁止される寄附にあたります。

金一封

Q 町会が行事を行う際、町会員の政治家が他の
役員と共に祝儀として金一封を出すことはで
きるか。

A **×** 行事を行う際の金一封は、禁止される寄
附にあたります。

お祭り

Q 町会の役員がお祭りの寄附を集める場合、
町会員の政治家にも寄附をお願いできるか。

A **×** 禁止されている寄附にあたるので、政治
家に対して求めることはできません。

Q 町会の役員を務める政治家が会員からお祭り
の寄附を集めることはできるか。

A **○** 政治家自らが寄附はできませんが、お祭
りの寄附を集めることは可能です。

旅行

Q 町内の旅行で会員は1人15,000円の会費、
町会からは5,000円の補助が出る。この場合
会員ではない政治家が20,000円の会費を払っ
て参加することができるか。

A **○** 旅行費として会費(実費)を払って旅行
に参加することは可能です。

Q 政治家が町会の旅行に参加予定で会費も払っ
ていたが、急用で行けなくなった場合、払った
会費をそのままにしておくことはできるか。

A **×** キャンセル料等の経費を除き、返金しても
らわれないと禁止される寄附にあたります。

イベントへの参加

Q 節分会の豆まきに参加料として一般会費
10,000円と特別会費20,000円とがあり、特
別会費には袴(かみしも)が貸与される。政
治家が特別会費を払って参加できるか。

A **○** 一般会費との差額が袴の貸与に係る対
価としての差額であるならば、特別会費
20,000円を払って参加しても差し支え
ありません。

運動会

Q 政治家が運動会に招待され、昼食時に弁当を
頂いた場合、食事代として1,000円を渡すこ
とはできるか。

A **×** 実費として請求された金額を払うのは可
能ですが、見込み額や相当額を払う場合
は禁止される寄附にあたります。

裏面もあります。